

都市計画法 32 条関係 事務手続き

《 32 条 1 項 同意 》

【同意が必要な場合】

- ・ 既存の下水道本管に汚水を排水する場合に必要
※ 取付管が整備済み、未整備に係らず利用可能な区域

【提出書類】

『公共施設管理者の同意申請書』（別紙、同意申請書 参照）

【提出時期】

- ・ 開発行為許可等の申請前

【提出部数】

- ・ 正副 2 部 ※ 副は同意書とともに返却します。

《 32 条 2 項 協議 》

【協議が必要な場合】

- ・ 開発道路等に、新たな下水道本管を設置して汚水を排水する場合に必要
※ 供用済みの下水道本管が開発道路等に隣接していること

【提出書類】

『公共施設管理者の同意申請書』（別紙、同意申請書 参照）

『公共施設管理予定者との協議書』※ 申請用（別紙、協議書（申請用） 参照）

『公共施設管理予定者との協議書』※ 返却用（別紙、協議書（返却用） 参照）

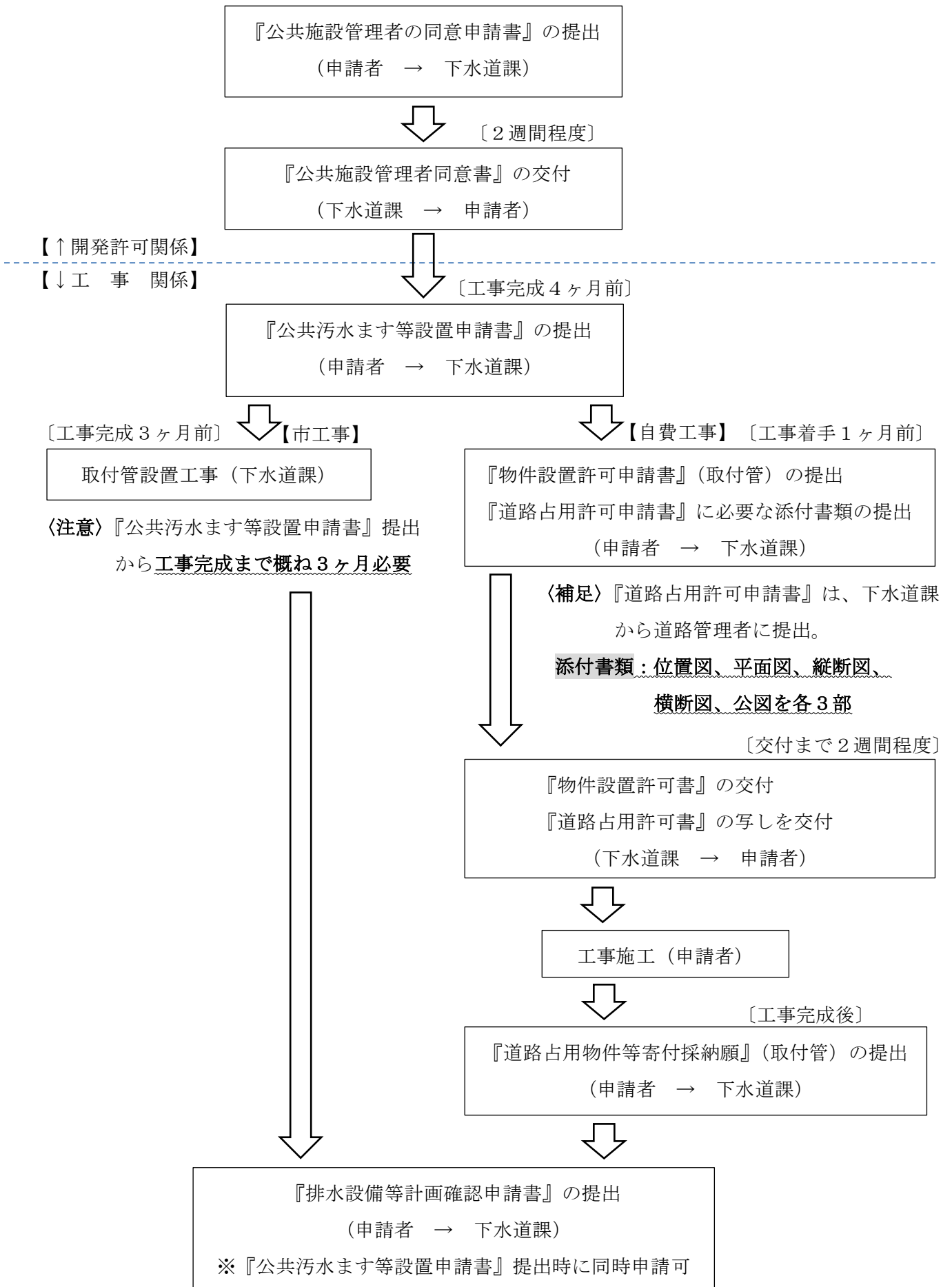
【提出時期】

- ・ 開発行為許可等の申請前

【提出部数】

- ・ 正副 2 部 ※ 副は協議後に返却します。

《 3 2 条 1 項 同意の流れ 》



≪ 32条2項 協議の流れ ≫

